



相続税の申告書 第 9 表

生命保険金などの明細書

	被相続人	E01	
--	------	-----	--

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地		保険会社等の名称		受取年月日				受取金額(円)		受取人の氏名	
E02		E03		元号	年	月	日	G01		E04	
				N01							
E05		E06		元号	年	月	日	G02		E07	
				N02							
E08		E09		元号	年	月	日	G03		E10	
				N03							
E11		E12		元号	年	月	日	G04		E13	
				N04							
E14		E15		元号	年	月	日	G05		E16	
				N05							

- (注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
- 2 相続人以外の人を受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
- 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額 (円)		〔第2表の㉔の法定相続人の数〕					㉔	G07	, 000, 000	
		(500万円× G06 人により計算した金額を右の㉔に記入します。)								
保険金などを 受け取った相続人の氏名		① 受け取った保険金などの金額(円)			② 非課税金額(円) (㉔× $\frac{\text{各人の①}}{\text{㉕}}$)			③ 課税金額(円) (①－②)		
E17		G08				G09				
E18		G11				G12				
E19		G14				G15				
E20		G17				G18				
E21		G20				G21				
合計		㉕	G23				G24	G25		

- (注) 1 ㉕の金額が㉔の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
- 2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。